# 所有(管理)者が申請する場合の確約書

年度 香南市空き家改修事業費等補助金事業により、私が所有(管理) する下記の空き家の改修等を行うにあたり以下の内容について確約いたします。

記

- 1. 補助事業終了後10年間は移住者の居住の用に供し、事業終了後ただちに居住の用に供しない場合は、移住者向けの賃貸可能な空き家として香南市空き家バンクに登録及び広報することに同意します。(荷物処分等支援事業の場合は5年間)
- 2. 香南市空き家改修事業費等補助金交付要綱第15条の規定に該当した場合、同要綱第16条の規定に基づき、既に交付を受けた補助金の全部又は一部を返還します。なお、売買物件として香南市空き家バンクに登録する場合は、補助金の返還後に登録をします
- 3. 本補助金の申請後、他の相続人との間で問題が起きた場合には、責任を もって私が解決にあたり、市に責任を追及しません。

記

#### ■事業対象空き家

所在地:				 
	年	月	日	
		<u>住</u>	f	
		氏名	7	(EII)

## 移住者が申請する場合の確約書(売買)

年度 香南市空き家改修事業費等補助金事業により、私が入居する下 記の空き家の改修等を行うにあたり以下の内容について確約いたします。

記

- 1. 補助事業終了後10年間は、補助の目的に反することなく居住することに同意します。ただし、私の居住が困難となった場合は、移住者向けに提供する空き家として、香南市空き家バンクへ登録及び広報をすることに同意します。(荷物処分等支援事業の場合は5年間)
- 2. 香南市空き家改修事業費等補助金交付要綱第15条の規定に該当した場合、同要綱第16条の規定に基づき、既に交付を受けた補助金の全部又は一部を返還します。

記

### ■事業対象空き家

所在地:					
	年	月	日		
		申請者	<u>:</u>		
		住所	Î.		
		氏名	I		印

## 移住者が申請する場合の確約書(賃貸)

年度 香南市空き家改修事業費等補助金事業により、私が入居する下記の空き家について、所有者の同意を得た上で改修等を行うにあたり、以下の内容について確約いたします。

記

- 1. 補助事業終了後10年間は、補助の目的に反することなく居住することに同意します。ただし、私の居住が困難となった場合は、当該家屋を空き家バンクに登録し香南市へ定住しようとする移住者の居住の用に供することについて、所有者に同意を得ています。(荷物処分等支援事業の場合は5年間)
- 2. 香南市空き家改修事業費等補助金交付要綱第15条の規定に該当した場合、同要綱第16条の規定に基づき、既に交付を受けた補助金の全部又は一部を返還します。

記

#### ■事業対象空き家

所在地:					
	年	月	日		
		申請者	<b>≠.</b> ∃		
		住瓦	fi <u> </u>		
		氏名	<b>7</b>		